

桶川市議会の個人情報の保護に関する条例

1 提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法律の対象から除かれている議会における個人情報の保護について定めたいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

- (1) 用語の定義について定める。 (第2条関係)
- (2) 議会の責務について定める。 (第3条関係)
- (3) 個人情報の保有の制限等について定める。 (第4条関係)
- (4) 個人情報の利用目的の明示について定める。 (第5条関係)
- (5) 個人情報の不適正な利用の禁止について定める。 (第6条関係)
- (6) 個人情報の適正な取得について定める。 (第7条関係)
- (7) 保有個人情報の正確性の確保について定める。 (第8条関係)
- (8) 議長及び個人情報の取扱いの委託を受けた者の安全管理措置について定める。 (第9条関係)
- (9) 個人情報の取扱いに従事している職員等の守秘義務について定める。 (第10条関係)
- (10) 個人の権利利益を害するおそれ大きい保有個人情報の漏えい等が生じたときに、本人に対し通知すること等について定める。 (第11条関係)
- (11) 保有個人情報の利用及び提供の制限について定める。

- (第 1 2 条関係)
- (12) 保有個人情報の提供を受ける者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定める。(第 1 3 条関係)
- (13) 個人関連情報の提供を受ける第三者に対して、必要な制限や漏えい防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずることを求めることについて定める。(第 1 4 条関係)
- (14) 仮名加工情報の取扱いに係る義務について定める。(第 1 5 条関係)
- (15) 匿名加工情報の取扱いに係る義務について定める。(第 1 6 条関係)
- (16) 個人情報ファイル簿を作成し、公表すること等について定める。(第 1 7 条関係)
- (17) 保有個人情報の開示請求権について定める。(第 1 8 条関係)
- (18) 保有個人情報の開示請求の手続について定める。(第 1 9 条関係)
- (19) 開示請求があったときの開示義務及び不開示情報について定める。(第 2 0 条関係)
- (20) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合の部分開示について定める。(第 2 1 条関係)
- (21) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合の裁量的開示について定める。(第 2 2 条関係)
- (22) 保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるときは、開示請求を拒否することができることを定める。(第 2 3 条関係)
- (23) 開示請求に対する決定をしたときは、開示請求者に書面で通知することについて定める。(第 2 4 条関係)
- (24) 開示請求があったときの開示決定等の期限について定める。

- (第 2 5 条関係)
- (25) 開示決定等の期限の特例について定める。(第 2 6 条関係)
- (26) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときの意見書提出機会の付与等について定める。(第 2 7 条関係)
- (27) 開示の実施方法について定める。(第 2 8 条関係)
- (28) 他の法令による開示の実施との調整について定める。
(第 2 9 条関係)
- (29) 開示請求の手数料等について定める。(第 3 0 条関係)
- (30) 保有個人情報の訂正請求権について定める。(第 3 1 条関係)
- (31) 保有個人情報の訂正請求の手続について定める。(第 3 2 条関係)
- (32) 訂正請求があった場合の訂正義務について定める。
(第 3 3 条関係)
- (33) 訂正請求に対する決定をしたときは、訂正請求者に書面で通知することについて定める。(第 3 4 条関係)
- (34) 訂正請求があったときの訂正決定等の期限について定める。
(第 3 5 条関係)
- (35) 訂正決定等の期限の特例について定める。(第 3 6 条関係)
- (36) 保有個人情報を訂正した場合の個人情報の提供先への通知について定める。(第 3 7 条関係)
- (37) 保有個人情報の利用停止請求権について定める。(第 3 8 条関係)
- (38) 保有個人情報の利用停止請求の手続について定める。
(第 3 9 条関係)
- (39) 利用停止請求があった場合の利用停止義務について定める。
(第 4 0 条関係)
- (40) 利用停止請求に対する決定をしたときは、利用停止請求者に書面で通知することについて定める。(第 4 1 条関係)
- (41) 利用停止請求があったときの利用停止決定等の期限について定め

- る。 (第42条関係)
- (42) 利用停止決定等の期限の特例について定める。 (第43条関係)
- (43) 開示決定等に対する審査請求については、審理員による審理に関する規定を適用しないことについて定める。 (第44条関係)
- (44) 審査請求があったときは、桶川市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこと等について定める。 (第45条関係)
- (45) 第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合等における手続等について定める。 (第46条関係)
- (46) 開示、訂正及び利用停止に関する規定の適用除外について定める。 (第47条関係)
- (47) 開示請求等をしようとする者に対する情報提供等について定める。 (第48条関係)
- (48) 個人情報等の取扱いに関する苦情に対して、適切かつ迅速な処理に努めなければならないことについて定める。 (第49条関係)
- (49) 専門的な知見に基づく意見を聴くために桶川市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定める。 (第50条関係)
- (50) 条例の施行状況の公表について定める。 (第51条関係)
- (51) 職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときの罰則について定める。 (第53条関係)
- (52) 職員等が守秘義務を守らなかったときの罰則について定める。 (第54条関係)
- (53) 職員が職権を濫用し、職務に必要な個人秘密が記録された文書等を収集したときの罰則について定める。 (第55条関係)
- (54) 第53条から第55条までの罰則の規定については、市外においても適用することについて規定する。 (第56条関係)

(55) 偽りその他不正の手段で保有個人情報の開示を受けた者に対する
罰則について定める。 (第57条関係)

3 施行期日

令和5年4月1日